

杉戸町都市計画マスタープラン改定業務委託仕様書（案）

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、杉戸町（以下「発注者」という。）が実施する「杉戸町都市計画マスタープラン改定業務委託」に適用するものとする。

なお、本業務は「杉戸町立地適正化計画策定業務委託」と同時進行で策定するものであり、業務内容等は次のとおりとする。

（目的）

第2条 人口減少・少子高齢社会の進展や都市の低密度化に伴う都市機能の低下、公共施設の維持更新費用の増大が懸念される中、厳しい財政状況下にあっても持続可能な都市経営を可能にするため、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方で集約型都市構造（コンパクトシティ）の形成を推進する必要がある。

本業務は、各種上位・関連計画を踏まえ、都市計画法第18条の2に規定する現杉戸町都市計画マスタープラン（以下「現行プラン」という。）の検証を行い、進捗状況の把握を行うとともに、コンパクトシティの推進を位置づけるため、都市全体における都市づくりの方向性などの全体構想及び地域別構想の見直しを行うことを目的とする。

（業務対象区域）

第3条 本業務の対象区域は、杉戸町全域とする。

（履行期間）

第4条 本業務の履行期間は、契約締結の日から令和4年3月25日までとする。

（準拠する関係法令等）

第5条 本業務の実施にあたり、受注者は、本仕様書のほか関係法令等に基づき、業務を実施するものとする。

- 1) 都市計画法
- 2) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 3) 都市構造の評価に関するハンドブック
- 4) まちづくり埼玉プラン
- 5) 杉戸町の各種計画書等
- 6) 立地適正化計画作成の手引き
- 7) その他関係法令及び通達

(実施計画)

第6条 受注者は、契約後速やかに業務実施計画書、着手届、工程表、主任技術者及び照査技術者届を監督員に提出し承諾を得なければならない。これを変更する場合も同様とする

1) 主任技術者：主任技術者は、都市計画関連業務に精通した実務経験豊かな技術者とし、下記に示すいずれかの資格保有者でなければならない。

- ・技術士（建設部門：都市及び地方計画）
- ・RCCM（都市計画及び地方計画部門）

2) 照査技術者：照査技術者は、都市計画関連業務に精通した実務経験豊かな技術者とし、下記に示すいずれかの資格保有者でなければならない。

- ・技術士（建設部門：都市及び地方計画）
- ・技術士（総合技術管理部門）
- ・RCCM（都市計画及び地方計画部門）

(工程管理)

第7条 受注者は、業務計画書に基づき業務の進捗状況について、適宜監督員に報告し適正な工程管理に努めなければならない。

(責務)

第8条 本業務の課程において、貸与を受けた資料及び知り得た内容、資料並びに成果品は、発注者の許可なく外部に公表若しくは貸与・譲渡等をしてはならない。提供資料について破損紛失等重大な過失を生じた場合は、受注者がその責任を負うものとする。

(疑義)

第9条 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じたときは、監督員と協議の上指示を受けるものとする。

(業務概要)

第10条 本業務の概要は次のとおりとする。

- ① 計画準備
- ② 現行プランの検証
- ③ 杉戸町の現状分析
- ④ 上位・関連計画等の整理

- ⑤ 町民意向調査
- ⑥ 杉戸町の都市的課題の抽出
- ⑦ 将来目標・都市構造の検討
- ⑧ 全体構想の検討
- ⑨ 地域別構想の検討（西、中央、南、東、泉の5地区）
- ⑩ まちづくり推進に向けて
- ⑪ 住民説明会の開催支援
- ⑫ パブリックコメント
- ⑬ 作業部会の開催支援
- ⑭ 検討委員会の開催支援
- ⑮ 庁内検討会議の開催支援
- ⑯ 都市計画審議会の開催支援
- ⑰ 報告書・概要版等作成

（計画準備）

第 11 条 本業務の実施にあたり、業務計画書及び工程管理計画を立案する。

（現行プランの検証）

第 12 条 現行プランに位置づけられている方針（計画）内容（『全体構想』『地域別構想』）について、今日までの施策の実施状況や第 6 次杉戸町総合振興計画における位置づけ等をもとに検証を行い、新たな都市計画マスタープランの内容として見直すべき事項を整理する。

（杉戸町の現状分析）

第 13 条 町統計データ及び各種計画等から都市づくりの課題を検討するための前提となる人口、世帯数、土地利用現況、法規制状況、公共交通の状況、財政状況、都市形成過程などの基本的な都市の状況を把握する。

（上位・関連計画等の整理）

第 14 条 第 6 次杉戸町総合振興計画やその他の関連計画の整理を行い、将来の都市像やまちづくりの方向性を把握する。

（町民意向調査）

第 15 条 第 6 次杉戸町総合振興計画策定資料による町民意向調査結果報告書から住民意向を把握する。

また、町内の高校生及び中学生の約 3, 0 0 0 人を対象として、アンケート調

査を実施し、結果のとりまとめ及び分析を行う。

(杉戸町の都市的課題の抽出)

第 16 条 人口特性（年齢別・産業別構成、地域別人口）に基づき、将来フレームや都市機能配置に関する課題を整理する。現行プランで方向づけられている目標・方針と現況との乖離の状況、時代の潮流変化、町民意識、継承・活用すべき都市の資源等の観点から、将来の都市づくりに関する課題を総合的に整理する。

(将来目標・都市構造の検討)

第 17 条 町の特性や上位計画、町民意向等に留意するとともに、都市の特性や将来の発展動向を勘案し、都市づくりの理念と目標及び、将来都市フレーム（人口、土地利用）を設定する。また、都市機能配置、土地利用構成、交通体系を将来都市構造図として整理する。

(全体構想の検討)

第 18 条 将来目標・都市構造を踏まえ、土地利用計画、交通体系（道路、公共交通）、都市基盤整備（公園・緑地計画、河川・下水道計画等）、市街地整備・開発、防災・減災まちづくり、景観まちづくりなどの方針を検討する。

(地域別構想の検討)

第 19 条 現行プランの地域区分を踏襲し、各地域の現況や課題を簡潔に整理するとともに、全体構想に準じた各分野の方針を設定し、地域別の目指すべき都市像を明確にする。

(まちづくり推進に向けて)

第 20 条 将来都市像の実現に向けた取り組みについて検討する。

- 1) 町民・事業者・行政による協働のまちづくり
- 2) 都市計画マスタープランの推進
- 3) 進行管理と見直し

(住民説明会の開催支援)

第 21 条 身近な住民との意見交換や整備方針の考え方を聴取し、計画に反映させるために、立地適正化計画策定業務と合同で住民説明会を 1 回開催する。受注者は、説明会資料の作成及び説明会への参加、議事録の作成を行う。

(パブリックコメント)

第 22 条 計画(案)の内容について、広く町民からの意見を聴取するために、杉戸町パブリックコメント制度実施要綱に基づき、パブリックコメントを1回(原案)実施する。

(作業部会の開催支援)

第 23 条 庁内関係各課により構成する作業部会(主幹又は主査級)を5回程度開催(立地適正化計画策定業務と合同)する。また、作業部会は担当課が事務局となり、受注者は会議資料の作成及び会議への参加、議事録の作成を行う。

(検討委員会の開催支援)

第 24 条 外部委員及び庁内関係各課により構成する検討委員会を4回程度開催(立地適正化計画策定業務と合同)する。また、検討委員会は担当課が事務局となり、受注者は会議資料の作成及び会議への参加、議事録の作成を行う。

なお、委員会の開催にあたり必要な経費は、受注者が負担する。

※委員への謝礼及び交通費 1回開催当たり 50,000円程度

(庁内検討会議の開催支援)

第 25 条 庁内関係各課の意見を都市計画マスタープランへ反映するため、庁内検討会議(課長級)を5回程度(立地適正化計画策定業務と合同)開催する。また、庁内検討会議は担当課が事務局となり、受注者は会議資料の作成及び会議への参加、議事録の作成を行う。

(都市計画審議会の開催支援)

第 26 条 杉戸町都市計画審議会への報告資料の原稿や議事録を作成する。

(報告書・概要版等作成)

第 27 条 これまで行ってきた全体構想及び地域別構想を都市計画マスタープランとして取りまとめるとともに、計画図及びその他付属図面等の作成を行うものとする。

(成果品)

第 28 条 本業務の成果品は下記のとおりとする。

- | | |
|----------------------|------|
| 1) 杉戸町都市計画マスタープラン計画書 | 200部 |
| 2) 杉戸町都市計画マスタープラン概要版 | 500部 |
| 3) 業務報告書(A4版・ファイル製本) | 2部 |
| 4) 参考資料 | 一式 |

5) 上記電子データ

一式